

# 学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム要項

平成19年3月5日制定

学部教務委員会

大学院現代商学専攻教務委員会

大学院アントレプレナーシップ専攻教務委員会

（趣旨）

第1条 この要項は、小樽商科大学の学部学生（以下「学生」という。）が、小樽商科大学学則第41条の規定により早期卒業し、引き続き本学大学院（現代商学専攻博士前期（修士）課程又はアントレプレナーシップ専攻専門職学位課程）（以下「大学院」という。）に進学する場合の「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム（以下「5年一貫教育プログラム」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（5年一貫教育プログラム所属の手続）

第2条 学生が5年一貫教育プログラムに所属するためには、2年次の1月末までに「早期卒業希望調書」を提出し、かつ、3年次の9月末までに「専攻所属希望調書」を学長に提出して大学院専攻の所属について承認を得なければならない。

2 前項の場合において、昼間コースの学生が現代商学専攻博士前期（修士）課程を希望する場合は、学部の所属学科に対応する下表に掲げる同専攻のコースに所属するものとする。

学部の所属学科	大学院現代商学専攻博士前期（修士）課程コース
経済学科 商学科 企業法学科 社会情報学科	経済学コース 国際商学コース 企業法学コース 社会情報コース

（進学要件等）

第3条 学生が5年一貫教育プログラムにより進学するためには、小樽商科大学履修方法等に関する規則第9条の2に定める早期卒業が可能であるとともに現代商学専攻博士前期（修士）課程の場合にあつては、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 昼間コースの学生 3年次終了時までには自学科基幹科目を16単位以上及び自学科発展科目を28単位以上修得していること

(2) 夜間主コースの学生 3年次終了時までには希望する現代商学専攻博士前期（修士）課程のコースに対応するコース基幹科目（別表1に定める科目）16単位以上及びコース発展科目28単位以上を修得していること

（専攻等の変更）

第4条 第2条第1項の規定による「専攻所属希望調書」の変更は、前条に定める進学要件を満たし、かつ変更を希望する専攻が認めた場合に限り行うことができる。

（大学院進学審査手続等）

第5条 大学院に進学するためには、3年次の1月末までに「早期卒業審査願」及び「専攻所属願」を学長に提出しなければならない。

2 大学院教務委員会は、前項の規定により提出のあった学生について、第3条に定める

進学要件の審査を行うものとする。

(入学検定料及び入学料)

第6条 前条第2項に規定する審査に合格した学生の入学検定料及び入学料は、小樽商科  
大学授業料等徴収規程第6条及び第7条に基づき徴収しないものとする。

(学生への通知)

第7条 第5条第2項に規定する審査の結果は、速やかに学生に通知するものとする。

(事務)

第8条 5年一貫教育プログラムに関する事務は、学務課が行う。

附 則

この要項は、平成19年3月5日から施行し、平成16年度学部入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月18日から施行する。